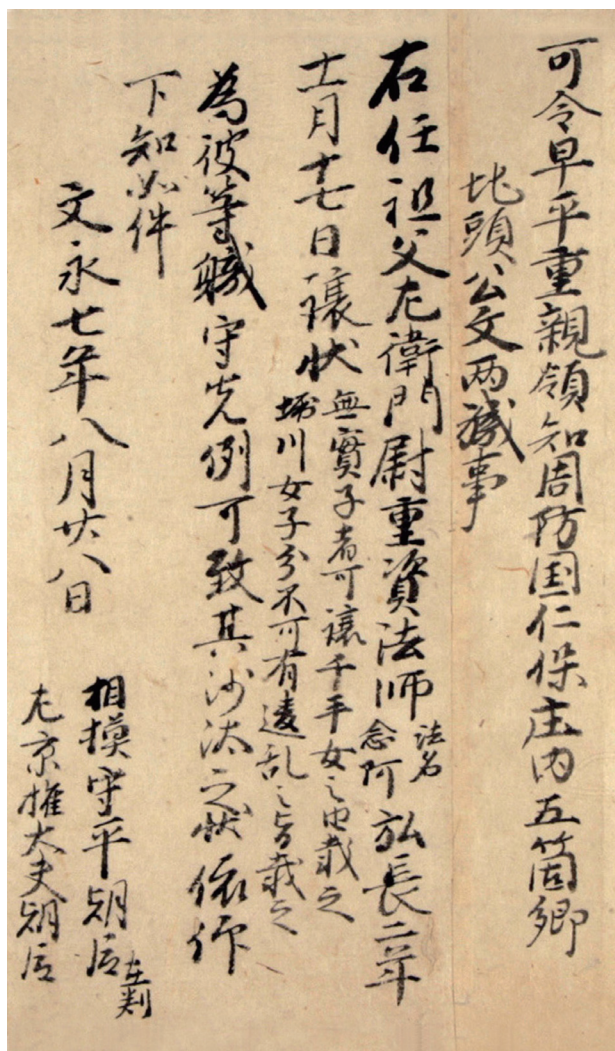


武士の生活（女性の地頭）



* 三浦家文書甲1 (1) 「平子氏本領相伝重書案」のうち、関東下知状案

解説

鎌倉時代の武士の家は、一族の長である惣領が中心となって子や兄弟などをまとめ、団結していました。その経済的な基盤となる土地などの財産は、分割して相続するのが基本で、女性にも与えられたので、女性の地頭も珍しくありませんでした。

写真は、1270（文永7）年に平子（たいらご）重親が周防仁保荘内五箇郷（現在の山口市）の地頭と公文（荘官）になることを鎌倉幕府が認めた文書です。重親がこの権利を得る根拠となった、1262（弘長2）年に出された祖父重資（法名念阿）の譲状には、（1）重親に実子がなかった場合は「千手女」にこの権利を譲るべきこと、（2）「堀川女子」が権利を持つ部分には手出しをしてはならないこと、が明記されていました。つまり、女性である「千手女」が仁保荘の地頭などになることを認める、あるいは「堀川女子」の権利を保証するといった内容が、当時の武士の財産分与に関する書類に盛り込まれているのです。

重親は当時の平子氏の惣領ですが、「千手女」や「堀川女子」との血縁関係は不明です。なお、平子氏は、関東の有力御家人である三浦氏の分家で、相模平子郷（現在の横浜市）を本拠としていた武士です。12世紀末に地頭として仁保荘に移住、のち苗字を仁保に改めました。

- * 仁保氏（平子氏・三浦氏）に関する参考文献として、『仁保の郷土史』（仁保の郷土史刊行会、1987年）、『瑠璃光寺遺跡』（山口市教育委員会、1988年）などがあります。
- * 当館に寄託されている「三浦家文書」は、仁保氏に伝えられた文書群です。その大部分は活字になっています（『大日本古文書家分け14 熊谷・三浦・平賀文書』、『山口県史』史料編中世3）。